

令和6年度

久慈市健全化判断比率等の審査意見書

久慈市監査委員

監 査 第 4 6 号

令和 7 年 7 月 24 日

久慈市長 遠 藤 譲 一 様

久慈市監査委員 田 端 正 治

久慈市監査委員 佐々木 栄 幸

令和 6 年度久慈市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度久慈市健全化判断比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和6年度久慈市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月18日から令和7年7月24日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

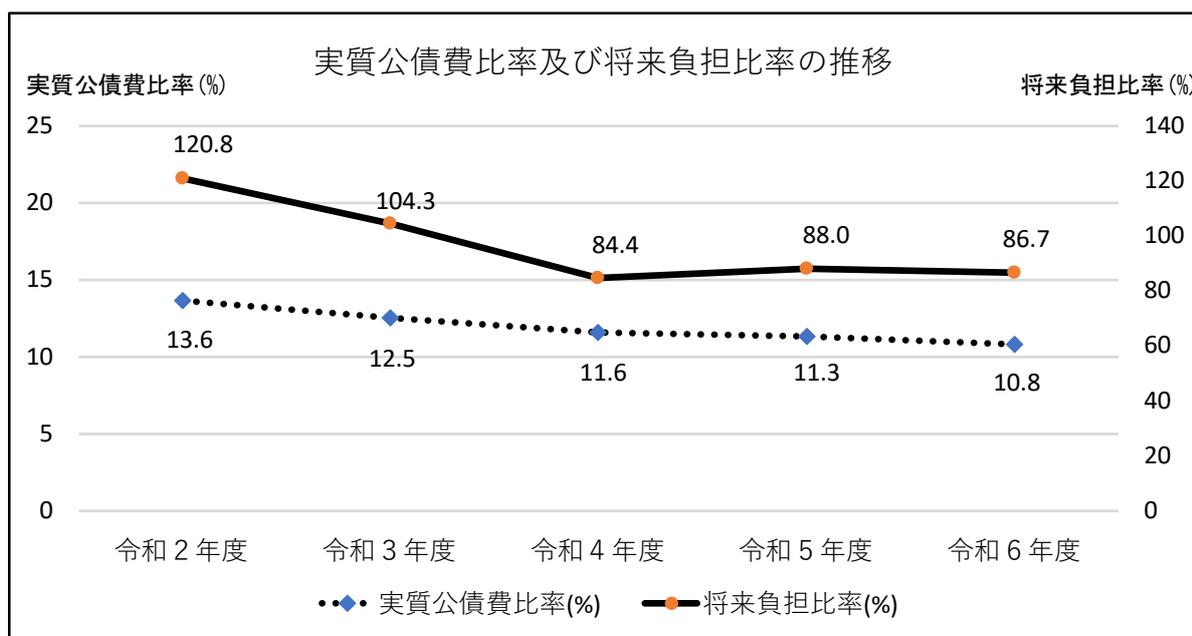
第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	13.09	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	18.09	30.00
実質公債費比率	10.8	11.3	11.6	12.5	13.6	25.0	35.0
将来負担比率	86.7	88.0	84.4	104.3	120.8	350.0	

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないことから数値は算定されないものである。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないことから数値は算定されないものである。
- (3) 実質公債費比率は10.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。
- (4) 将来負担比率は86.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。



3 財政健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\begin{array}{l} \text{実質赤字比率} \\ \text{—\%} \end{array} \stackrel{\text{※2}}{=} \frac{\text{※1 一般会計等の実質赤字額 (-900,111 千円)}}{\text{標準財政規模 (11,673,057 千円)}}$$

※1 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計で、本市の場合は、一般会計となっている。

※2 比率がマイナス値の場合は、実質黒字を示す。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字と黒字を合算して赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} \\ \text{—\%} \end{array} \stackrel{\text{※2}}{=} \frac{\text{連結実質赤字額 (-2,527,927 千円)}}{\text{標準財政規模 (11,673,057 千円)}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

実質公債費比率 (単年度) =	①元利償還金	②準元利償還金	③特定財源	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
	2,284,197千円	+ 343,079千円	- 25,582千円	- 1,655,830千円
9.44%	⑤標準財政規模	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
	11,673,057千円	- 1,655,830千円		
実質公債費比率 (3か年平均) =	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
10.8%	(9.44	+ 10.89	+ 12.19)	÷ 3

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等（※1）に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

将来負担比率 =	①将来負担額	②充当可能財源等 ※2		
	27,965,436 千円	- 19,278,483 千円	(2,025,598 + 17,252,885)	
86.7%	③標準財政規模	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
	11,673,057 千円	- 1,655,830 千円		

※1 対象となる出資法人等は、なしとなっている。

※2 充当可能財源等 = (充当可能基金額等 + 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額)

第5 審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率は、令和4年度からの3か年平均では、前年度より0.5ポイント減少し、10.8%となった。将来負担比率は、地方債の現在高や公営企業債等繰入見込額の減等により、前年度より1.3ポイント減少し、86.7%となっている。

今回求められた比率は国の早期健全化基準値以下であるが、今後、公債費の増加が見込まれることから、中長期的視点に立ち、人口減少や社会の変化に柔軟に対応し、これまで以上に適正で健全な財政運営に努められたい。

令和6年度久慈市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月18日から令和7年7月24日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

第4 審査の結果

- 1 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。
- 2 資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令 和 6年度	令 和 5年度	令 和 4年度	令 和 3年度	令 和 2年度	経営健全 化 基 準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計 (漁業集落排水事業)	—	—	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	—	—	—	—	—	20.0
魚 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	—	—	—	20.0

水道事業会計、下水道事業会計（漁業集落排水事業）、下水道事業会計（公共下水道事業）及び魚市場事業特別会計は、いずれも資金不足額がないことから資金不足比率は算定されないものである。

3 資金不足比率について

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。マイナスは資金不足がないこと、プラスは資金不足があることを示す。

(1) 法適用企業

ア 水道事業会計

資金不足比率	資金の不足額 ※1	①流動負債	②流動資産
	-997,624 千円	(115,707 千円	-1,113,331 千円)
※2			
—% =	事業の規模	③営業収益額	④受託工事収益額
(-149.8%)	665,763 千円	(665,763 千円	- 0 千円)

※1 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
であるが、該当がない項目は省略して記載している。

※2 マイナス値の場合は資金不足比率なしとなる。

イ 漁業集落排水事業会計

資金不足比率	資金の不足額	①流動負債	②流動資産
	-52,285千円	(11,201 千円	- 63,486千円)
—% =	事業の規模	③営業収益額	④受託工事収益額
(-190.9%)	27,380千円	(27,380 千円	- 0 千円)

ウ 公共下水道事業会計

資金不足比率	資金の不足額	①流動負債	②流動資産
	-429,031千円	(27,692 千円	-456,723千円)
—% =	事業の規模	③営業収益額	④受託工事収益額
(-123.6%)	347,034 千円	(347,034千円	- 0 千円)

(2) 法非適用企業

魚市場事業特別会計

資金不足比率	資金の不足額	①歳出	②歳入
	0 千円	(14,942 千円	— 14,942 千円)
—%	=		
(0.0%)	事業の規模	③営業収益相当収入額	④受託工事収益相当収入額
	6,841 千円	(6,841 千円	— 0 千円)

第5 審査意見

本年度決算に基づく資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っている。

今後においても、資金不足が生じないよう自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、人口減少社会を見据え、中長期的な視点に立ち、健全な経営に努められたい。

参考資料

それぞれの比率の対象となる会計等は次のとおりである。

区 分		会 計 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率				
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ ↓	↑	↑	↑					
	一般会計等に属する特別会計	—									
公営事業会計	公営企業に係る特別会計以外の特別会計			↓	↓	↓					
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計 漁業集落排水事業会計 公共下水道事業会計						↓	↓	↑ ↓
		法非適用企業	魚市場事業特別会計								
一部事務組合・広域連合等 ※1						↓					
地方公社、第三セクター等 ※2						↓					

※1 関係する一部事務組合等

久慈広域連合

※2 関係する第三セクター等

算定対象となる法人はない